

外国の被虐待児対策について

(分担研究：被虐待児予防の保健指導に関する研究)

中村安秀¹⁾ 森田 博²⁾ 徳永雅子³⁾ 宮本ふみ⁴⁾

要約： 児童虐待は古くは19世紀後半に児童の人権の問題として取り上げられていたが、医学的には1960年代にbattered child syndromeとして報告され、当初は病院や一部の福祉機関を中心に取り組みが開始された。しかし、児童虐待に対する適切な診断、治療、支援を行うには従来の伝統的な医療福祉機関の役割分担では困難であり、社会的にも法的にも広く認知された児童虐待対策システムが必要であった。

イギリス連合王国ではいくつかの児童虐待事件を契機として、専門家やマスコミ、一般市民を巻き込んだ社会的論争が生じ、その結果として児童虐待対策システムが進展してきた。アメリカ合衆国では州ごとによって児童虐待対策システムは大きく異なるが、基本的には政府や公的機関が積極的に家族介入し強制分離も行い、最終的には裁判所を中心とした司法介入を導入している。イギリス連合王国やアメリカ合衆国で行われている児童虐待対策システムを社会制度も家族関係も異なるわが国に直接導入することは決して賢明な方策ではないが、これら欧米諸国が児童虐待対策を法的に明確に位置付け、緊急対応も可能な援助システムを制度化し、ボランティア団体などとともに充実した活動を行ってきた課程に学ぶべき点は多い。

今後は、西欧社会における児童虐待対策のシステム化を研究するだけではなく、アジア諸国における児童虐待の実状と対策を調査研究し、アジア社会における虐待対策の国際交流を図る必要があると思われる。

見出し語：児童虐待、虐待対策システム、英国、アメリカ合衆国、アジア

1. 研究目的

元来中世ヨーロッパ社会には「子ども」という概念そのものが欠落していたといわれ、

- 1) 東京都母子保健サービスセンター
(Tokyo Metropolitan MCH Service Center)
- 2) 東京都児童相談センター
(Tokyo Child Guidance Center)
- 3) 東京都世田谷区玉川保健所
(Tamagawa Health Center)
- 4) 東京都福生保健所
(Fussa Health Center)

近代になって「子ども」の存在が発見され、新しい家族の感情が芽生えてきたといわれている¹⁾。そのような背景の下、アメリカ合衆国やヨーロッパ諸国では子どもの人権に対する社会意識が高まる中で、19世紀後半に続々と児童虐待防止協会が設立されていった。

1961年、Dr. Kempeがアメリカ小児科学会においてbattered child syndromeという概念を提唱して以来、多くの調査研究が行われ、現代社会における虐待の基本概念が確立したといえる。とくに、アメリカ合衆国とイギリス連合王国においては、虐待の予防と早期発

見、被虐待児と家族への援助に対するシステムが急速に構築された^{2, 3)}。

わが国においては厚生省心身障害研究班などで被虐待児が増加している現状は把握されており、医療、保健、福祉を中心に広範な分野間協調intersectoral cooperationの必要性は認識されているが、現在まで大阪府以外には総合的な被虐待児対策を具体的に取り組んでいる地域はほとんどない。

わが国は今後急速に被虐待児対策のシステムを構築する必要に迫られており、現時点で諸外国の被虐待児対策の取り組みを調査研究することは、今後わが国での具体的な児童虐待対策を講じていく上で非常に有益であると考えられた。

2. 結果と考察

(1)アメリカ合衆国の現状： アメリカ合衆国では年間約270万件の児童虐待通告があり、約1000人が児童虐待で死亡しているといわれる⁴⁾。合衆国の児童虐待システムを考えると、この圧倒的な児童虐待の量の大きさを考慮に入れる必要がある。また、合衆国は州によって法律や制度が大きく異なるので、ここでは児童虐待対策の一般的な全体像をスケッチしたい。

予防に関しては、マスメディアを通じたmass campaign、ポスターやパンフレットなどによるhealth education、電話ホットラインなどによるアクセスしやすいcounselingが積極的に行われている。

被虐待児を発見した特定職種の者は行政当局への通告を義務付けられており、この通告法Reporting Lawの存在は合衆国の児童虐待対策の大きな特徴の一つである。

また、一般的に家族関係を固定したものと見做していないために、種々の形で容易に家族内介入が行われている。福祉行政当局が介入する正当性の根拠として、子どもの基本的人権が法的に認められている。

児童虐待の介入と援助の中で司法当局の果たす役割は非常に大きく、被虐待児家族に対する強制分離、虐待する親に対する出頭命令、里親や養子縁組を検討する機能などをもっている。

合衆国ではこれらの活動のすべての面において、民間ボランティア団体（NGO：non-governmental organization）が積極的に関与している。日本と大きく異なり、これらのNGOは公的機関と密接な連携を持ちつつ、法的な枠を越えた草の根的な活動を行っている。

(2)イギリス連合王国の現状： イギリス連合王国は1889年にNSPCCが設立されて以来、小児精神医療に関する臨床の経験と人材育成の蓄積があった。児童虐待対策の進展は表面的にはepoch-makingな事件をきっかけに生じているように見えるが、基本的には地道な活動と豊富な経験と人材が大きく作用していると思われる。

1973年身体的虐待で女兒が死亡したMaria Colwell事件は大衆への児童虐待の最初の注意喚起となった。翌年、保健省は児童虐待ガイドラインを発表した。

1987年小児科医が性的虐待を過剰に暴露したCleveland事件が起こり、市民の専門家に対する不信など様々なリアクションを惹起した。その翌年には、児童法改正が行われ現在にいたっている。

現在のイギリス連合王国の児童虐待対策の特徴は、親との協力をベースにした事例会議と各種援助機関が被虐待児に関する情報を共有しあう児童虐待登録制度にあるといわれている^{8, 9)}。もちろん緊急性と状況を考慮して、裁判所などの司法当局が強制分離を行い、子どもの人権と生命を保護するシステムが出来上がっている。

(3)アジアの現状： アジア諸国においても児

童虐待は重要な問題であるという認識が高まってきている。1993年1月にはマレーシア・クアラ Lumpur で第3回アジア児童虐待会議が"Child abuse and neglect: Asian perspective"というテーマで開催された。

また、タイ王国では児童権利擁護センター(CPCR: Center for the Protection of Children's Right)が児童虐待の支援活動を行なっている。しかし、家庭内の出来事に部外者が立ち入ることは非常に困難であり、また被虐待児自身が親を庇うといった伝統的な社会家族関係が児童虐待対策の阻害要因となっているという¹⁰⁾。

今後はアジア各国の保健医療、福祉関係者と連絡を取り、Asian perspectiveの視点に立った児童虐待対策のあり方を研究する必要がある。

3. まとめ

イギリス連合王国やアメリカ合衆国で行われている児童虐待対策システムを社会制度も家族関係も異なるわが国に直接導入することは決して賢明な方策ではないが、これら欧米諸国が児童虐待対策を法的に明確に位置付け、緊急対応も可能な援助システムを制度化し、ボランティア団体などとともに充実した活動を行ってきた課程に学ぶべき点が多い。

今後は、西欧社会における児童虐待対策のシステム化を研究するだけでなく、アジア諸国における児童虐待の実状と対策を調査研究し、アジア社会における虐待対策の国際交流を図る必要があると思われる。

参考文献:

- 1) Philippe Aries : L'Enfant et la vie familiale sous l'Ancien Regime. Plon, 1960 (<子供>の誕生. 杉山光信、杉山恵美子訳, みすず書房, 東京, 1980)
- 2) Department of Health : Protecting

children. London, 1990 (児童虐待. 森野郁子監訳, ミネルヴァ書房, 東京, 1992)

- 3) 津崎哲郎: 子どもの虐待. 朱鷺書房, 大阪, 1992

- 4) 吉田恒雄: アメリカにおける児童虐待の現状と対応. CAP ニュース; 5, 1993

- 5) 西沢 哲: 被虐待児治療カリフォルニア州での実践と新たな試み. 児童福祉研究; 19, 1990

- 6) 清水隆則: 性的児童虐待ケースに対する体系的処遇—英米の実践例. ソーシャルワーク研究; 15巻, 第2号, 1989

- 7) 清水隆則: 英国の児童虐待防止制度の史的発展. ソーシャルワーク研究; 16巻, 第4号, 1991

- 8) 田辺泰美: 英国児童虐待 その1. 仏教大学大学院研究紀要; 19, 1991

- 9) 田辺泰美: 英国児童虐待 その2. 仏教大学大学院研究紀要; 20, 1992

- 10) 金原 隆: タイの児童問題と民間団体; 現代の国際福祉. 谷 勝英編集. 1991, 中央法規出版

Abstract:

Child Abuse Control Programme in Foreign Countries.

It seems to be difficult for Japan to introduce the child abuse control system in Western countries, because their social system and family culture are very different from Japanese ones. We, however, should learn the experiences of Western countries, such as their legal regulations to support the children right and their powerful activities of many voluntary groups. And we should cooperate with Asian countries and establish child abuse programme from the viewpoint of Asian perspective.



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約: 児童虐待は古くは 19 世紀後半に児童の人権の問題として取り上げられていたが、医学的には 1960 年代に battered child syndrome として報告され、当初は病院や一部の福祉機関を中心に取り組みが開始された。しかし、児童虐待に対する適切な診断、治療、支援を行うには従来の伝統的な医療福祉機関の役割分担では困難であり、社会的にも法的にも広く認知された児童虐待対策システムが必要であった。

イギリス連合王国ではいくつかの児童虐待事件を契機として、専門家やマスコミ、一般市民を巻き込んだ社会的論争が生じ、その結果として児童虐待対策システムが進展してきた。アメリカ合衆国では州ごとによって児童虐待対策システムは大きく異なるが、基本的には政府や公的機関が積極的に家族介入し強制分離も行い、最終的には裁判所を中心とした司法介入を導入している。イギリス連合王国やアメリカ合衆国で行われている児童虐待対策システムを社会制度も家族関係も異なるわが国に直接導入することは決して賢明な方策ではないが、これら欧米諸国が児童虐待対策を法的に明確に位置付け、緊急対応も可能な援助システムを制度化し、ボランティア団体などとともに充実した活動を行ってきた課程に学ぶべき点は多い。

今後は、西欧社会における児童虐待対策のシステム化を研究するだけでなく、アジア諸国における児童虐待の実状と対策を調査研究し、アジア社会における虐待対策の国際交流を図る必要があると思われる。